

〔巻頭言〕

信託の発展と信託法学

理 事 林 良 平

信託に対する近年の社会的な関心の高まりには、目を見張らせられるものがある。去る 51 年 10 月に、この信託法学会が発足したときに、今日このような事態になるとは、何びとも予想していなかったことである。他面、この間に、わが国での信託法学の発展、殊に、信託法研究の裾野も格段の拡がり方をみせた。しかし、信託への社会的関心と、信託法研究の進展とは、やや異なった流れに基づくように思われる。

わたくしが研究生生活に入った昭和 15 年頃には、信託は、英法の特種な仕組みとみられるか、あるいは、信託銀行で営業信託として行ない得るが、余り機能していない信託だ、という程度の関心であった。信託法＝信託業法の施行後 20 年に満たない段階で、それについての啓蒙的解説的研究のほか、英法や商法の領域から、信託法理の根源の研究に少数の学者が向うという状態であったろうか。

わが国での、信託への関心は、まず、英米での信託法理をわが国の法制度や解釈に法理として導入できるか、という面と、第二に信託法で特別法として制定されている信託制度はどんな点で一般法と異なるか、そして最後に、営業として信託法上の信託制度を実践する営利信託がどんなことに用いられるか、という興味から生じたのであったろうか。第一の途は英法の理解の努力、わが法制への英米法の不滲透、に妨げられて一部の研究者の研究領域としてとどまってしまった。第二の途は、体系化の困難のゆえに進展しなかった。最後に営利信託の問題も、戦前のわが国の経済界ではなじみにくかったのであろうか。

このようなときに、四宮和夫博士の雄大な東大助手論文「信託行為と信託」が法学協会雑誌上に発表され、以上の三つの途のすべてに、強力なテコ入れが

なされた。昭和 16 年のことであった。まさに衝撃的なインパクトを学界に与えたものであった。しかし、深まりゆく戦時生活の中で、信託法学としても、また、実務界の信託の活用という面でも、進展ははばまれてしまった。

実務界でも、わが法制・法解釈への信託法理の導入も、民事信託の利用も、はかばかしいものでなかった。わずかに、公益信託の面で民事信託が生き長らえ、他方で営利信託が問題とされていたにすぎない。

しかし、信託法制定の経緯を振り返れば、この営利信託こそが、きっかけとして制定に辿りついたものであったのであり、今日の社会的関心も営利信託の多様な進展から導かれたものでもある。担保附社債信託法に端を発し、とにかく信託を業とする場合の（信託）業法を作る要求が現われ、その前提として、法理としてわが国の信託法理を法制化しておかねば、という途すじを経たことを思えば、結局、わが国での信託の発展は、営利信託をテコとしてすすめられて来たことは否定できない。

戦後、金銭信託に身をよせて生きて来た営利信託の世界は、再開発や土地信託や諸財産のセキュリタイゼーションの一環として、今や飛躍的に拡大している。また、公益信託も、ナショナルトラストにみられるような、壮大な希望に満ちた方面への展開の可能性を示し出している。

これにつれて、このような実務上の必要に促された比較法や法理的研究は触発されている。信託法理一般を根源的に検討しようという学界の風潮とはやや異なった方向から、信託法学の研究がすすんで来たように思われる。

四宮前理事長を中心とした研究の成果である、信託法の改正案の完成、その前提としての研究が、このような、根源的研究と、現実的研究の橋渡しに寄与し、総体として、信託法研究の活性化を推しすすめた、といえる。

日本の社会は、やっと、信託を社会活動のし方の一つの型として必要とするような段階に至った、という社会的背景と、以上のような、四宮前理事長の研究・指導が、日本的な型の信託法学に花を咲かせる日を迎えさせたといえよう。

信託法学会創立に参画した者の一人として、こよなく嬉しく思うところである。